

盛岡広域振興局長告示第24号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和3年6月11日

盛岡広域振興局長 高橋 達也

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 紫波郡紫波町桜町字田頭53番3の一部、94番、95番、96番1、97番1及び字中桜41番1並びにこれらの区域に介在する道路及び水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 石川県白山市松本町2512番地 株式会社クスリのアオキ